

大物公園隣接地（旧社協会館跡地）等活用事業

特定公園施設譲渡等契約書

（案）

特定公園施設譲渡等契約書（案）

尼崎市（以下「市」という。）及び●●●●（以下「認定計画提出者」という。）は次の条項により特定公園施設譲渡等契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 市及び認定計画提出者は、本契約の履行に際し、令和●●年●●月●●日に市と認定計画提出者が締結した大物公園隣接地（社協会館跡地）等活用事業基本協定（以下「基本協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、基本協定に定められたとおりとする。
- 3 認定計画提出者は、市に対し、基本協定の規定に従って、特定公園施設の所有権を移転し、特定公園施設を引き渡すものとする。

（譲渡等の対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡等の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として●●●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第3条 認定計画提出者は、特定公園施設を市に引き渡した後、特定公園施設の譲渡等の対価の支払を書面により市に請求するものとする。
- 2 市は、認定計画提出者から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に特定公園施設の譲渡等の対価として第2条に定める金額を認定計画提出者に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 市は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと認定計画提出者が認めるときは、認定計画提出者は遅延利息を免除するものとする。

（協議事項等）

- 第5条 特定公園施設の譲渡等については、基本協定及び本契約に定めるもののほか、尼崎市契約規則（平成19年規則第22号）その他関係法令の定めるところによるものとし、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市及び認定計画提出者が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通作成し、市及び認定計画提出者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
尼崎市
代表者 尼崎市長 松本 眞

乙 認定計画提出者
代表団体
住 所
代表者

構成団体
住 所
代表者